

酒類ガイドライン遵守推進本部だより

ほろにかが

平成28年1月18日  
全国卸売酒販組合中央会  
酒類ガイドライン遵守推進本部

「年頭所感」

国税庁酒税課長  
八原 正夫

平成28年の年頭に当たり、全国卸売酒販組合中央会傘下の組合員の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。日頃は、酒税及び酒類行政はもとより、税務行政全般について御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この場をお借りいたしまして、今後の酒税及び酒類行政の取組について、所感を申し述べたいと思います。

国税庁は「酒類業の健全な発達」を図ることを任務としており、この任務を達成するため、少子高齢化に伴う人口の減少、国民の健康や安全性に対する意識の高まり、生活様式の多様化といった酒類業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、消費者の皆様や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、本年も様々な取組を行ってまいります。

第一に、「酒類の公正な取引環境の整備」について申し上げます。

国税庁では、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図るため、酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、国税庁が定める指針の周知・啓発を行うほか、この指針に則り、市場に大きな影響を与える取引を行っていると思われる酒類業者に対して、調査を実施しています。その結果、指針に則していない取引が認められた場合には、取引条件等の改善を指導するとともに、独占禁止法に違反すると考えられる事実がある場合には、公正取引委員会に報告するなど、同委員会とも連携して、適切に対処しています。

引き続き、効果的な調査の実施に努めるなど、酒類の公正な取引環境の整備を図ってまいりますので、組合員の皆様方におかれましても、指針に則した公正な取引の確保をお願いいたします。

第二に、「社会的要請への対応」について申し上げます。

国税庁では、未成年者飲酒防止などの社会的要請に応えるため、酒類販売管理者の選任義務及び酒類の陳列場所における表示義務の遵守について周知・啓発を行うとともに、これらの義務が遵守されていない場合は改善を指導するなど、その徹底を図っています。

このほか、不適切な飲酒の影響による心身の健康障害への対策を総合的かつ計画的に推進することを目的としたアルコール健康障害対策基本法が平成26年6月に施行され、施行後2年以内に「アルコール健康障害対策基本計画」を策定することとされております。同基本計画では、不適切な飲酒の誘引を防止するため、酒類の広告・表示・販売について、国や酒類業界の取組を基本的施策として掲げることとしています。

引き続き、酒類業界、関係府省などと連携・協調しつつ、社会的要請に対して適切に対応してまいります。皆様方におかれましても、積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

第三に、「酒類業の振興」について申し上げます。

国税庁では、昨年10月に、国内で造られたワインについて、消費者にとって分かりやすい表示という観点などから、新たに表示ルールを定めたところであります。また、全ての日本産酒類を対象として、産地に由来する特色がある酒類の名称を保護する制度である地理的表示制度について、その手続を明確化する等の改正を行いました。さらに、この地理的表示制度の改正を踏まえ、昨年末に、国レベルの地理的表示として「日本酒」を指定しました。

今後は、これらの制度も活用しながら、日本産酒類の振興に取り組んでまいります。

また、国税庁では、「『日本再興戦略』改訂2015」などを踏まえ、官民一体となって日本産酒類の輸出拡大・輸出環境整備に関する取組を進めているところです。昨年の日本産酒類の輸出動向を見ますと、順調に推移しており、10月には年累計輸出額が300億円を突破いたしました。これも一重に組合員の皆様をはじめとする酒類業者の皆様の御努力、御尽力の賜物であると考えております。今後も日本産酒類の輸出拡大・輸出環境整備にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

具体的な取組としましては、国税庁では、関係府省と連携しながら貿易障壁の撤廃・緩和に向けた働きかけを行っております。

昨年10月には環太平洋パートナーシップ（TPP）協定が大筋合意に至りました。酒類の主な交渉結果としましては、TPP参加国における全ての酒類の関税の撤廃のほか、米国においては、蒸留酒の容量規制の改正及び地理的表示「日本酒」を始めとする日本産酒類の地理的表示の保護に関して手続を進めることに合意したところです。この結果により、更に日本産酒類の輸出の後押しができるのではないかと考えております。

また、TPP大筋合意を受けて昨年11月にとりまとめられた「総合的なTPP関連政策大綱」には、日本産酒類等の海外展開を推進することなどが盛り込まれました。これにより、酒類業界の発展のみならず、酒蔵を中心とした観光の振興などを通じた地域経済の活性化、ひいては日本経済の成長に繋がる取組が求められることとなりました。国税庁としましては、官民が連携した取組をより一層進めていきたいと考えております。

加えて、国際会議等の場を活用した日本産酒類のPR、酒類の品質評価、安全性等に関する情報発信等にも取り組んでいます。昨年は、ミラノ万博をはじめとして、海外での日本食イベントに職員を派遣して日本産酒類のPRを行ったほか、他省庁が開催するイベントでも日本産酒類のPRが効果的なものとなるよう、積極的な情報共有及び資料

提供を行いました。引き続き、国際会議等の場を活用した日本産酒類のPRにも努めてまいりたいと思います。

また、国税庁では、中小事業者が多くを占める酒類業者が社会経済情勢の変化に適切に対応できるよう、業界動向を客観的に把握・分析し、その結果や酒類業者による経営革新等の取組事例を国税庁ホームページで情報提供するほか、経営指導の専門家等を講師とした中小酒類業者向けの研修会やセミナーを開催するなどし、その経営改善等に向けた自主的な取組を支援しています。

加えて、酒類に関する各種イベントについて後援を行い、その開催の支援も行っております。

引き続き、関係府省・機関とも連携しながら、酒類業者の方々の自主的な取組に対する支援に努めてまいります。

このほか、課税等のための分析・鑑定、その理論的裏付けとなる研究・調査のほか、酒類製造者の技術力の維持強化の支援、酒類の品質・安全性確保等については、引き続き、独立行政法人酒類総合研究所と情報交換・連携を図り、適切に対応してまいります。

最後に、国税電子申告・納税システム（e-Tax）について申し上げます。

e-Taxにつきましては、更なる利便性の向上を図るため、本年4月から、酒税納税申告書や各種申請書等に添付していただく書類をスキャナ等でイメージ化（画像化）し、そのデータをe-Taxで送信していただくことが可能となります。

今後も、e-Taxの一層の普及及び定着に向けた取組を更に推進することとしておりますので、酒税に関する申告、申請等の際には、e-Taxを利用していただきますようお願いいたします。また、法人税、所得税、消費税などの申告や法定調書の提出についても、e-Taxを利用していただきますようお願いいたします。

結びに、新しい年、平成28年が組合員の皆様方におかれまして、御多幸と御繁栄の年となりますよう、心より祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。